

はにゅうりょうしまじゅうりょうようはいすいろ

# 羽生領島中領用排水路

# 土地改良区だより

平成27年7月発行

第 14 号

編集・発行 羽生領島中領用排水路土地改良区 総務課

本所 〒348-0027

埼玉県羽生市大字上羽生462番地

TEL 048-561-3791 FAX 048-563-3218

<http://hanyuryo.com>

E-mail:hanyuryo@bz01.plala.or.jp



才塚堰（羽生市大字弥勒地内）  
「土地改良施設維持管理適正化事業により実施」

## 【おもな内容】

- 通常総代会開会あいさつ
- 総代・役員選挙結果について
- 平成27年度予算
- 平成27年度賦課金等について
- 平成26年度事業の実施状況
- 財務状況の公表
- お願い
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

# 平成26年度通常総代会 開会あいさつ

羽生領島中領用排水路土地改良区  
理事長 野本陽一



皆様、おはようございます。

本日は、平成26年度の通常総代会を開催いたしましたところ、役員・総代の皆様方にはご多用の中、万障繰り合わせてご出席をいただき心より御礼を申し上げます。

また、日頃から本土地改良区の排水関係につきまして、国の事業として工事が実施できるようご尽力を頂いております参議院議員総務副大臣の関口昌一先生、衆議院議員の野中厚先生を始め、また、事業及び運営に特段のご高配とご指導をいただいております埼玉県農村整備課根岸課長様、水資源機構利根導水総合事業所の坪井所長様を始め、ご来賓の皆様方にはご多忙の中ご臨席を賜りまして重ねて厚く御礼を申し上げます。

また、顧問でありました野中英二様につ

きましては、去る2月25日に永眠いたしました。謹んでご冥福申し上げるしたいです。

当土地改良区の理事、理事長として33年5ヶ月の長きに渡り国・県等の調整、水配、施設の更新、または、地域とのコミュニケーション等を隨時図り大変ご尽力を頂いたしたいです。

さて、平成27年度につきましては、中川の改修に伴う事務所の移転、県営土地改良事業島中領地区のパイプライン管の布設替えが本格的に始まりますので、予算上にも反映させて頂いております。

ところで、昨年を振り返りますと、かんがい期は4月・5月と平年を下回る降雨で7月頃までは少し渇水気味でどうなるかと心配いたしましたが、8月以降は台風等により降雨も平年並みで順調であり、また、組合員の皆様に節水や蓄水等にご協力を

いただいた結果、効率的な水運用ができたのではないかと思っております。また、気温、日照時間とも平年を上回りましたが米の作況指数は102%でやや良となりました。

ここ数年来、世界各国で異常気象による災害等が発生し、心配されるところもあります。

数日前ですが、南太平洋の島国でバヌアツと言う国で大型サイクロン（パム）台風と同じですが、最大風速90m超で大風に伴いほとんどの家屋が飛ばされる被害がありました。いつ何時災害が起こる可能性があるか分りませんので、備えが必要と思っております。

今後、全国的にも防災体制の確立と災害に強い施設の整備・管理が必要であると思うしでございます。

さらには、26年度産の米価の下落によ

り、農業をめぐっては所得の減少や担い手の不足、高齢化といった状況が続いております。

そこで、国・県においては農業の競争力強化に向け、ほ場の大区画化や農業水利施設の整備、長寿命化等などを積極的に推進しているところでございます。

土地改良区といたしましては、農業経営の安定化と国内生産力の確保を図るとともに食料自給率の向上と農業の多面的機能を奨励して行きたいと考えております。

今後、各関係機関と連携を図りながら組合員や地域の皆様方と協力して業務の適正な執行と効率的な運営に努めてまいりたいと存じますので、皆様方の特段のご指導とご支援を賜りますようお願い申しあげまして挨拶といたします。



(関口昌一参議院議員 祝辞)



(理事長 挨拶)



(議案採決状況)

## 総代選挙及び役員選挙の結果について

- ・総代の任期は平成26年8月25日から平成30年8月24日までの4年間です。
- ・役員の任期は平成26年9月10日から平成30年9月9日までの4年間です。

選挙区	地区名	総代名	役員名
第1区	羽生・岩瀬	河田 恒雄・澤田 英次・小林 武・間中 治彦 矢島 俊幸・小林 辰雄	理事 武井 國昭 理事 奈良原 良夫
第2区	川俣	江積 廣光・大塚 順一・大澤 建一	理事 今井 義郎
第3区	須影	水野 一夫・齋藤 文雄・中村 米二・藤倉 松光 田中 利夫	理事 吉岡 榮市
第4区	手子林	小林 孝一・大和田 憲・高鳥 清・間篠 良行 岡戸 茂行・岡戸 儀房	理事 坂田 修一
第5区	井泉	須永 正一・新井 啓市・金子 佐一・増田 茂 江森 布治・中島 大知	理事 杉山 裕
第6区	三田ヶ谷	田村 正・長谷川 一男・沖山 榮繁・茂木 和美 尾花 幸男	理事 河田 昌 監事 塩原 隆夫
第7区	村君	新井 勇二・岡本 政明・蓮見 旭・小林 健二 飯塚 清司	理事 尾上 隆男
第8区	大越	黒田 敏夫・腰塚 俊雄・小関 利正・篠崎 得悦 竹内 光司	理事 三井 保男
第9区	樋遣川	松村 文夫・秋山 宮男・小山 勝敏・熊倉 三喜夫 石川 和男・荻野 武雄	理事 齊藤 香
第10区	不動岡	平井 啓一・鳥羽 実・江森 高市・三ツ木 慎一郎	理事 矢嶋 正夫
第11区	三俣	櫛田 栄・藤野 一・梅澤 隆一・蛭間 泰司 市川 定正	理事 田村 喜成
第12区	豊野	岡嶋 積也・柿沼 金市・石川 正治	理事 大竹 義男 監事 谷川 幸夫
第13区	原道	大阿久 清一・駒宮 孝夫・大澤 賢司・田代 一吉 宇津木 実	理事 吉澤 安夫
第14区	元和	大塚 建造・中島 利雄・小林 正明・小谷野 好正 大塚 竹一	理事 蓮見 功
第15区	東	坪井 敏久・橋本 征夫・奈良 武雄	理事 丸山 辰夫
第16区	静	籠宮 俊雄・橋本 武雄・新井 哲夫・篠崎 久雄 奈良 武一	理事 金井 榮治
第17区	栗橋・豊田・幸手	遠藤 秀雄・高塚 伊和夫・坂田 旭・木村 裕信 新井 秀夫	理事 山田 加藏 理事 山田 達雄 監事 篠宮 博
員外理事			理事 野本 陽一 理事 大橋 良一

※第1区 理事 武井國昭 様におかれましては、平成27年4月27日にご逝去されましたので、  
ここに謹んでお知らせいたします。

- 理事長・副理事長・総括監事及び各担当委員は、それぞれ次のとおり互選、選任されました。
- また、総代会議長・副議長は、平成26年8月28日開催の臨時総代会において選任されました。

理事長	野本 陽一	総務委員	○河田 昌 ○田村 喜成 ○山田 達雄 ○今井 義郎	三井 保男 坂田 修一 奈良原 良夫 大竹 義男
副理事長	山田 達雄 坂田 修一	水利委員	○蓮見 功 ○尾上 隆男 ○山田 加藏 ○杉山 裕	吉岡 榮市 齊藤 香 吉澤 安夫
総代会議長	中島 大知	会計委員	○金井 榮治 ○丸山 辰夫	武井 國昭 矢嶋 正夫
総代会副議長	小林 正明	総括監事	籠宮 博	

◎委員長 ○委員長代行

# 平成27年度一般会計収入支出予算

(単位：千円)

収 入			支 出		
科 目	予 算 額	予算に 占める割合	科 目	予 算 額	予算に 占める割合
1. 組合費	190,544	27.8%	1. 事務費	68,642	10.0%
2. 財産収入	237,109	34.5%	2. 選挙費	1	0.0%
3. 使用料及び 手数料	21,897	3.2%	3. 事務所費	246,599	35.9%
4. 補助金及び 交付金	16,504	2.4%	4. 事業費	300,501	43.8%
5. 受託費	9,500	1.4%	5. 諸 費	33,175	4.8%
6. 寄付金	1	0.0%	6. 諸支出金	26,789	3.9%
7. 納付金	12,509	1.8%	7. 繰出金	9,329	1.4%
8. 雑収入	4,221	0.6%	8. 諸帳簿整理費	1	0.0%
9. 繰越金	56,000	8.2%	9. 予備費	1,099	0.2%
10. 繰入金	40,400	5.9%			
11. 負担金	97,451	14.2%			
合 計	686,136	100.0%	合 計	686,136	100.0%

## 平成27年度実施予定事業

### 1. 県費単独土地改良事業

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 内 容
堤根落排水路	加須市新川通地内	鉄筋コンクリート柵渠工
上村下ノ落排水路	羽生市大字弥勒地内	鉄筋コンクリート柵渠工

### 2. 水路改良事業

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 内 容
稻子用水路	羽生市大字稻子地内	フリューム工

### 3. 県営土地改良事業（島中領地区農業用管水路等特別対策事業）

平成27年度から平成30年度（予定）に島中領地区のパイプライン区域について、石綿管の管水路交換工事が実施されます。今年度の事業については下記の通りです。

施 工 箇 所	事 業 量	事 業 内 容
久喜市佐間地内 (佐間第2、第3揚水機場内)	2,630m	管水路交換工

# 平成27年度 賦課金等について

## 1. 賦課金

◎平成27年1月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。

地 区	市	地 目	1m <sup>2</sup> あたり
羽生領地区	羽生市	田	4.30円
	加須市	畠	2.15円
	久喜市		
島中領地区	久喜市 幸手市	田・畠	5.00円

☆納期限 上半期 平成27年7月31日  
下半期 平成27年11月30日

## 2. 陸田等用排水使用料【羽生領地区】

◎平成27年8月1日現在の使用者に発付されます。

田として賦課されていない土地に水稻を耕作した場合、次の区分により使用料を徴収します。

(1m<sup>2</sup>あたり)

- (1) 用排水使用料（用水路又は排水路から取水するもの）……………3.50円  
(2) 排水使用料（井戸から取水するもの）……………1.20円  
(3) 併用（用排水路と井戸から併せて取水するもの）……………2.35円

### ★指定河川排水区域

- (1) 用排水使用料（用水路又は排水路から取水するもの）……………2.30円  
(2) 併用（用排水路と井戸から併せて取水するもの）……………1.15円

☆徴収期間 平成28年1月1日から平成28年2月1日

## 3. 地区除外決済金

◎農地を転用する時の地区除外決済金は次のとおりです。

地 区	地 目	1m <sup>2</sup> あたり
羽生領地区	田	236円
	畠	118円
島中領地区	田・畠	111円

※島中領地区的パイプライン区域については、決済金とは別に受益者負担に伴う清算金がかかります。

## 4. 目的外排水負担金【羽生領地区】

◎平成27年4月1日現在の排水放流承認者に対して発付されます。

工場・営業排水を放流するときの目的外排水負担金は次のとおりです。

1m<sup>2</sup>あたり 基準額 2.87円

## 5. 施設使用料

◎平成27年4月1日現在の施設使用者に対して発付されます。

※目的外排水負担金と施設使用料は消費税（8%）がかかります。

## 平成26年度事業の実施状況

### 1. 県費単独土地改良事業（県の補助金を受けて行った事業）

工事名	施工箇所	事業量	事業費
堤根落排水路改良工事	加須市新川通地内	111m	14,364,000円
長竹用水路他 安全施設工事	加須市大越地内 他	377m	7,430,400円
計		488m	21,794,400円

### 2. 土地改良施設維持管理適正化事業（国及び県の補助金を受けて行った事業）

工事名	施工箇所	事業量	事業費
才塚堰補修工事	羽生市大字弥勒地内	ゲート整備1式	3,758,400円
計			3,758,400円

### 3. 水路改良事業（改良区単独費で行った事業）

工事名	施工箇所	事業量	事業費
稻子用水路改良工事	羽生市大字稻子地内	40m	4,428,000円
計		40m	4,428,000円

### 4. 維持管理事業

【羽生領地区】

工事名	施設名	件数	事業費
水路浚渫工事	岩瀬落排水路他	57	6,140,400円
水路雑草藻刈工事	四ヶ村用水路他	128	46,063,296円
水路修繕工事	自然排水路他	10	4,245,220円
樋管堰枠工事	豊野用水路分水ゲート他	13	10,751,182円
計		208	67,200,098円

【島中領地区】

工事名	施設名	件数	事業費
水路浚渫工事	行幸用水路他	10	717,760円
水路雑草藻刈工事	十王堀用水路他	10	2,120,184円
水路修繕工事	S43支線2号用水路他	10	756,700円
揚水機場等施設維持費	高須賀揚水機場他	26	5,784,832円
計		56	9,379,476円

### ■ 水路にゴミを捨てないようご協力ください。

水路に捨てられたゴミ等は、通水の妨げとなり水不足や溢水の原因となります。

このゴミ処理の費用は、組合員から納付された賦課金で賄われています。

## 平成26年度 事業の完成写真

### ●県費単独土地改良事業 堤根落排水路改良工事(加須市新川通地内) (工事前)



(工事後)



### ●県費単独土地改良事業 長竹用水路他 安全施設工事(加須市大越地内 他) (工事前)



(工事後)



### ●土地改良施設維持管理適正化事業 才塚堰補修工事(羽生市大字弥勒地内) (工事前)



(工事後)



### ●水路改良事業(改良区単独事業) 稲子用水路改良工事(羽生市大字稻子地内) (工事前)



(工事後)



# 財務状況の公表

平成25年度 一般会計及び特別会計の収支決算を公表します。

## 【一般会計】

(単位:円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	185,679,669	1. 事 務 費	63,568,911
2. 財 産 収 入	2,245,300	2. 選 挙 費	0
3. 使用料及び手数料	21,839,671	3. 事 務 所 費	3,025,147
4. 補助金及び交付金	12,450,000	4. 事 業 費	230,933,903
5. 受 託 費	9,817,500	5. 諸 費	27,584,865
6. 寄 付 金	0	6. 諸 支 出 金	9,247,176
7. 納 付 金	10,954,687	7. 繰 出 金	5,580,000
8. 雑 収 入	3,895,692	8. 諸 帳 簿 整理費	0
9. 繰 越 金	65,051,714	9. 予 備 費	0
10. 繰 入 金	0		
11. 負 担 金	89,835,108		
収 入 合 計	401,769,341	支 出 合 計	339,940,002

収入支出差引残金 61,829,339円 翌年度へ繰越

## 【特別会計】

(単位:円)

会 計 名	収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
職員退職手当	141,495,476	0	141,495,476
農地転用(羽生領地区)	2,618,961,291	8,620	2,618,952,671
農地転用(島中領地区)	57,781,968	260	57,781,708
維持管理積立金	18,562,182	0	18,562,182

## 【財産目録】

(単位:円)

資 产 の 部	負 債 の 部
流動資産	引当金負債
預金 一般会計 61,829,339	職員退職手当 141,495,476
未収入金 18,777,561	農地転用決済金 2,676,734,379
特定資産	維持管理積立金 18,562,182
預金	基本財産 754,135,576
職員退職手当引当金 141,495,476	未払金
農地転用決済金 2,676,734,379	特定施設維持管理基金 50,255,688
維持管理積立金 18,562,182	
基本財産 754,135,576	
特定施設維持管理基金 50,255,688	
固定資産	
土地 事務所敷地外306筆 96,035,230	
建物 事務所外 110,210,000	
備品 自動車外16点 2,007,376	
資 产 合 計 3,930,042,807	負 債 合 計 3,641,183,301

# ● お願い ●

## 1. 水管理について

本土地改良区で、かんがい期間中に使用できる水量は、許可水利権によって総量及び期別の水量が決められているため、より多くの取水ができません。そのため、かけ流し等のムダを無くし有効利用を心がけていただきますようお願いします。

## 2. 施設の破損について

自動車等の接触によりフェンスなどの破損が多く発生しています。水難事故など、安全面に影響がありますので、現場を見かけた場合は、土地改良区又は最寄りの警察署に通報をお願いします。



## 3. 水難事故の防止について

かんがい期間中は水の水位が上がっております。また、大雨等により急激に水位が上がる場合もあり、大変危険です。水路の近くで遊んでいる子供達を見かけたら一声かけて注意をお願いします。

(子供達を水難事故から守りましょう)



## 4. 境界確認申請について

土地改良区の管理施設と接している土地の境界が不明な場合は、境界確認申請をしてください。申請用紙はホームページまたは土地改良区にあります。

## 5. 口座振替について

土地改良区費・陸田等用排水使用料・施設使用料・目的外排水負担金等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。

なお、口座・納付者等に変更が生じたときは、お届けいただいている口座からの引き落としが出来ませんので、早めに変更手続きをお願いします。

### ※ 口座振替のできる金融機関

- |           |      |                |      |
|-----------|------|----------------|------|
| 1.埼玉りそな銀行 | 本・支店 | 7.埼玉県信用金庫      | 本・支店 |
| 2.りそな銀行   | 本・支店 | 8.中央労働金庫       | 本・支店 |
| 3.足利銀行    | 本・支店 | 9.ほくさい農業協同組合   | 各支店  |
| 4.武蔵野銀行   | 本・支店 | 10.埼玉みずほ農業協同組合 | 各支店  |
| 5.群馬銀行    | 本・支店 | 11.ゆうちょ銀行      |      |
| 6.東和銀行    | 本・支店 |                |      |

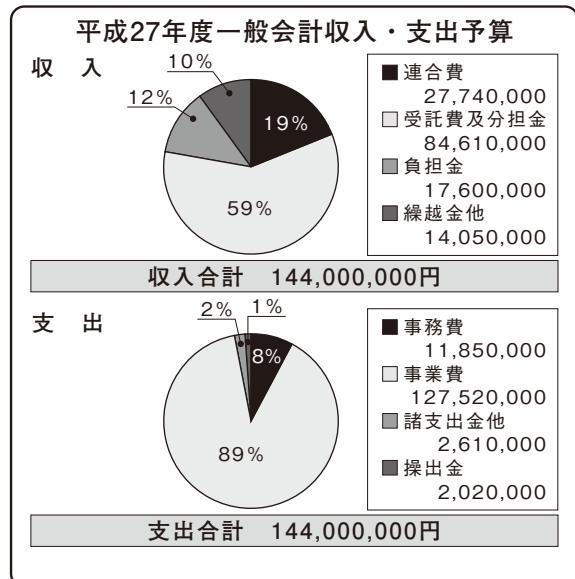
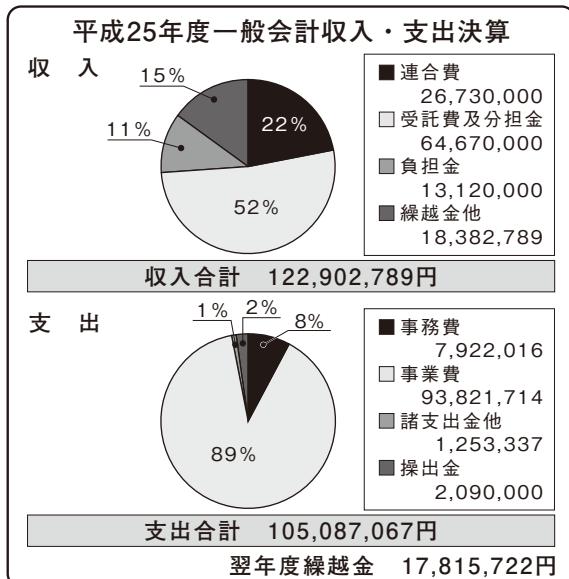
### ※ 口座振替で納付される方へ

引落とし先金融機関の通帳記載により振替済とさせていただきます。  
尚、納付証明書が必要な方はご連絡いただきましたら発行いたします。

## 葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

当連合では、「利根中央事業」で整備された農業水利施設により北は加須市から南は草加市まで10市2町にまたがる約11,500haの農地を対象に、安定的な用水の供給や公平な用水の配分に努めています。かんがい用水の供給に当たっては、葛西用水路土地改良区と羽生領島中領用排水路土地改良区の双方の区域に用水が旨く行き渡るよう施設の操作を行い、また、利根大堰を管理している水資源機構と調整を行っています。おかげさまで、昨年度は天候にも恵まれ利根川や江戸川等の流況も安定していたことから、用水の供給も順調に推移しました。本年度も引き続き用水を安定的に供給できるよう管理調整に努めてまいります。なお、平成26年度のかんがい期に使用した総水量は3億5千万立方メートルでした。

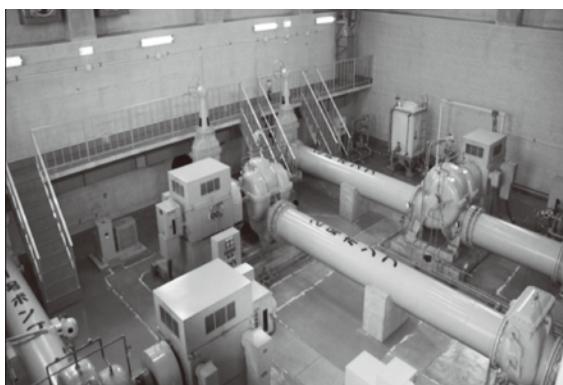
《平成27年2月20日(金)に通常総会が開催され、次のとおり決定されました》



### ◇平成27年度所属土地改良区の連合費賦課額

所 属 土 地 改 良 区	賦 課 額
葛 西 用 水 路 土 地 改 良 区	16,469,000円
羽 生 領 島 中 領 用 排 水 路 土 地 改 良 区	11,271,000円
連 合 費 総 賦 課 額	27,740,000円

### ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇管内 の 管理 状 況 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇



◎二郷半領揚水機場  $\phi 800 \times 3$ 台 (松伏町)



◎金野井揚水機場  $\phi 900 \times 2$ 台、 $\phi 600 \times 1$ 台 (春日部市)  
(関東農政局による視察 H26.7)

# 【こんな時は必ず届け出をお願いします】

## 地区除外申請書及び農地転用等の通知書

### 農地を農地以外に転用するとき※1

- 1.農地を宅地等へ転用するとき

※市街化区域内における農地の転用は、地区除外申請書のみ届出をお願いします

## 組合員資格得喪通知

### 組合員の資格等の変更があったとき

- 1.組合員が死亡(相続)されたとき
- 2.土地の所有権・耕作者の異動があったとき
- 3.住所の変更が生じたとき
- 4.農業者年金等による組合員に交替があったとき

## 農地の一時転用等の通知書

### 農地を改良するとき

- 1.土盛りをするとき
- 2.田から畑に地目を変更するとき※2
- 3.資材置場等に一時使用するとき

## 施設使用承認申請

### 管理施設(水路敷等)を使用するとき

- 1.宅地等の出入りに橋梁を設置するとき
- 2.排水管・水道管・ガス管等を埋設するとき
- 3.看板・電柱・街灯を設置するとき

## 陸田耕作異動申告書(羽生領地区)

### 陸田耕作面積等の異動があったとき

- 1.新たに陸田耕作を始めるとき
- 2.耕作地を休耕したとき、又は、耕作面積を増減したとき
- 3.貸借関係に異動があったとき
- 4.取水方法(用排水路・井戸)を変更したとき
- 5.耕作者の住所・氏名を変更したとき

陸田耕作面積等の異動については、自己申告制になっておりますので、左記のようなときは必ず異動申告書の提出をお願いします。

◎提出期限 平成27年9月30日

#### 《注意》

異動申告書の届出がない場合は、前年度(平成26年度)の耕作面積の取扱いとなりますのでご了承ください。

～各種様式につきましてはホームページよりダウンロードできます～

※1 農地を転用する場合は、土地改良法第42条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められており、地区除外決済金の納付が義務付けられています。(調整区域・市街化区域)

※2 田から畑に地目変更する場合は、一時負担金を納付していただきます。【羽生領地区のみ】

■公共事業(道路または施設等)の用地として買収されたときも、地区除外決済金が発生します。  
事業主体(買収者)と十分な話し合いをされますようお願いします。